

復興特別所得税額の控除に関する明細書

課税 事業 年	税 業 度	・ ・	法人名	()
---------------	-------------	--------	-----	-----

御注意

平成25年1月1日以後源泉徴収された「所得税及び復興特別所得税」については、所得税額と復興特別所得税額にあん分した上で、所得税額は法人税額から、復興特別所得税額は復興特別法人税額からそれぞれ控除することになりますので、御注意ください。

区 分	収 入 金 額	①	②	③
		円	円	円
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1			
公 社 債 の 利 子 等	2			
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。)	3			
集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配	4			
そ の 他	5			
計	6			

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける復興特別所得税額の計算

個 別 法 による 場 合	銘 柄	7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘 柄	収入金額又は各連結法人の収入金額の合計	復興特別所得税額又は各連結法人の復興特別所得税額の合計額	13	14	15	16	17	18	19

その他に係る控除を受ける復興特別所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	20	21	参 考
			円	円	
		平 . .			
		平 . .			
		平 . .			
		平 . .			
計					

個 別 帰 属 額 の 計 算

連 結 法 人 名	個 別 帰 属 額 (23の計)+(25の計)+(26の計)		22
	23	24	円
銘 柄 等	23	24	25
	円	円	円
計			

復興特別法人税申告書別表二の記載の仕方

1 この明細書は、法人が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第49条《復興特別所得税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 この明細書は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 連結法人以外の法人

法人税申告書別表六(一)に準じて記載します。

なお、「個別帰属額の計算」の各欄は、記載する必要はありません。

(2) 連結法人

法人税申告書別表六の二(一)に準じて記載します。

なお、「個別帰属額の計算」の各欄は、各連結法人に帰せられる復興特別所得税額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

また、「法人名」には、連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に「個別帰属額の計算」の「連結法人名」に記載した連結法人の法人名を記載します。